協　定　書（案）

　(目的)

第1条　この協定は羽曳野市地域生活支援拠点等事業実施要綱（令和2年3月12日制定）の規定により居宅で生活を営む障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)がその主たる介護者である家族等の急病又は事故等により居宅での生活を維持できなくなった場合に、緊急一時的に指定短期入所事業所等又は指定共同生活援助事業所(以下「指定短期入所事業所等」という。)への入所又は入居をさせることによって、当該障害者等を一時的に保護する(以下「緊急一時保護」という。)ため、地域での連携強化を図ることを目的とする。

　(市の責務)

第2条　市は、緊急一時保護する必要性が高い障害者等を事前に把握することに努め、当該障害者等が適切に指定短期入所事業所等に入所又は入居できるよう、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所(以下「指定特定相談支援事業所等」という。)との連携を図り、事前に指定特定相談支援事業所等が緊急時の受入先となる指定短期入所事業所等との連絡・調整を行うことについて、必要な支援に努めるものとする。

2　市は、障害者等が指定短期入所事業所等に入所又は入居した際に、適切な支援が受けられるよう、当該障害者又は障害児の保護者の申請に基づき、体験利用のための介護給付費等の支給決定を行うものとする。

3　市は、緊急一時保護により必要となった短期入所又は日中一時支援等のサービス支給量が、支給決定している支給量では不足する場合において、障害者又は障害児の保護者の変更申請に基づき、速やかに変更支給決定を行うものとする。

　(指定短期入所事業所等の責務)

第3条　指定短期入所事業所等は、障害者等の緊急一時保護の受け入れに当たって、指定特定相談支援事業所等との事前の連絡・調整を行い、体験利用等を通して障害者等の入所又は入居時における支援が適切に行えるよう態勢を整えておくよう努めるとともに、当該事案が発生した場合にあっては、速やかに障害者等を受け入れるように努めるものとする。

2　指定短期入所事業所等は、平成30年度報酬改定において短期入所サービス費に緊急短期入所受入加算及び定員超過特例加算が設けられた主旨を踏まえ、定員超過での緊急一時保護が可能となるよう、設備等の整備に努めるものとする。

　(指定生活介護事業所等日中系サービス事業所の責務)

第4条　障害者等が指定生活介護などの日中系サービスを利用している際に、当該障害者等の親などの介護者の急病等により、当該障害者等を居宅に帰すことが困難となった場合において、当該指定生活介護事業所等は、障害者等を担当する指定特定相談支援事業所等と連携し、当該障害者等が適切に指定短期入所事業所等に入所又は入居できるよう、必要な支援に努めるものとする。

　本協定書を2通作成し、双方1通保有するものとする。

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　羽曳野市福祉事務所長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名（　　　　　　　　　　　　　　）